

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



分が一戸当たり工事費50万円以上  
上の工事を行った住宅

### 減額される税額

耐震改修工事を行つた家屋に係る翌年度の固定資産税額(120㎡を限度)の2分の1相当額

※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものについて  
は翌年度分より2年間

2分の1相当額

は翌年度分より2年間

### 添付書類

- ・現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(町・建築士・指定確認検査機関・指定住宅性能評価機関が発行した書類)

- ・耐震改修工事に要した費用が50万円以上であることを証明できる領収書等

### 住宅改修に伴う固定資産税の減額措置のお知らせ

#### ○耐震改修工事に伴う減額措置

平成27年12月31日までに、一定

の要件を満たす耐震改修工事が行われた住宅に係る固定資産税

が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、耐震改修工事の完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

**対象となる住宅** 昭和57年1月1日以前から所在する住宅

**要件** 現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅で、耐震改修に直接関係する工事部

するもので賃貸住宅を除く)  
①65歳以上の方

### 改修工事の内容

平成28年3月31日までに行われた次の改修工事で、補助金等を除く自己負担

が50万円以上のもの

### ③障害者の方

31日までに行われた次の改修工事で、補助金等を除く自己負担

### ②要介護認定または要支援認定を受けている方

が50万円以上のもの

### ①廊下の拡幅

- ②階段の勾配の緩和

- ③浴室の改良

- ④便所の改良

- ⑤手すりの取り付け

- ⑥床の段差の解消

- ⑦引き戸への取替え

- ⑧床表面の滑り止め化

### 減額される税額

バリアフリー改修工事に伴う減額措置

平成28年3月31日までに、一定

の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅に係る固定資産税

が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

### 添付書類

- ・納稅義務者の住民票の写し

- ・補助金等の交付、給付決定書

- ・次の①から③のいずれかの書類

- ①65歳以上の方の住民票の写し

- ②介護保険被保険者証の写し

- ③障害者手帳またはこれに代わ

・次の①か②のどちらかの書類  
①工事明細書、改修後の写真および工事費領収書(工事内容および費用が確認できる書類)

### 改修工事に伴う減額措置

する書類(建築士、登録性能評価機関等が発行)

### 省エネ改修工事に伴う減額措置

平成28年3月31日までに、一定の要件を満たす省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

### 対象となる住宅

平成20年1月1日以前から所在している住宅(賃貸住宅を除く)

### 要件

・次の①の工事、または①と併せて行う②から④までの工事

①窓の改修工事(二重サッシャ化、複層ガラス化など)

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の

省エネ基準に新たに適合することになること  
が50万円以上であること

- 省エネ改修工事に要する費用  
**減額される税額** 省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120m<sup>2</sup>を限度)の3分の1相当額を減額します。

ただし、「新築住宅に対する減額措置」および「住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置」を受けている期間は減額されません。

**添付書類**

- 納税義務者の住民票の写し
- 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関等による証明書
- 省エネ改修工事に要した費用が50万円以上であることを証明できる領収証等

**問合せ先** 役場 税務課

内線 178・179

**とき** 10月17日(土)・18日(日)

午前8時30分～正午  
午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

**問合せ先** 役場 収納課

内線 120・122

こと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**ととき** 10月14日(水)午後2時～4時(一人30分以内)

**ところ** 役場 2階 第2会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

**その他**

- 申告書の作成に関する相談会ですでの、税額に関する内容についてお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- ・プライバシーは守られます。

**休日納税(相談)窓口を開設**

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**支給対象者** 原則として、基準日(平成27年1月1日)において本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されない方が対象です。平成27年1月2日以後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

ただし、次の方などは対象外です。

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護の受給者となつている場合

**支給額** 支給対象者一人につき6000円

**申請書の送付** 支給対象と思われる方へ、8月中旬に申請書等を送付しました。

**申請先** 役場 民生課

**受付期間** 8月17日(月)～2月17日(水)(必着)

**申請方法** 申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※役場 民生課窓口で直接提出することもできますが、混雑が予想されるため、なるべく郵送での申請をお願いします。(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日・祝日・年末年始を除く)

**給付金の受取方法** 原則、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

**問合せ先** 役場

- ・申請方法に関すること
- ・制度に関すること

☎ 0570(037)192  
(午前9時～午後6時)

● 「臨時福祉給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

**臨時福祉給付金の申請を受け付けています**

## 税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税にする相談、税について分からぬ

こと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**ととき** 10月14日(水)午後2時～4時(一人30分以内)

**ところ** 役場 2階 第2会議室

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

**その他**

- 申告書の作成に関する相談会ですでの、税額に関する内容についてお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- ・プライバシーは守られます。

**休日納税(相談)窓口を開設**

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**支給対象者** 原則として、基準日(平成27年1月1日)において本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されない方が対象です。平成27年1月2日以後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

ただし、次の方などは対象外です。

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護の受給者となつている場合

**支給額** 支給対象者一人につき6000円

**申請書の送付** 支給対象と思われる方へ、8月中旬に申請書等を送付しました。

**申請先** 役場 民生課

**受付期間** 8月17日(月)～2月17日(水)(必着)

**申請方法** 申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※役場 民生課窓口で直接提出することもできますが、混雑が予想されるため、なるべく郵送での申請をお願いします。(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日・祝日・年末年始を除く)

**給付金の受取方法** 原則、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

**問合せ先** 役場

- ・申請方法に関すること
- ・制度に関すること

☎ 0570(037)192  
(午前9時～午後6時)

● 「臨時福祉給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。